

東京都労働委員会に迅速な審理・救済への

審査指揮を求める要請署名にご協力をお願いします

全国労働組合総連合

議長 大黒 作治

明治乳業争議支援共闘会議

議長 松本 悟

明治乳業賃金昇給昇格差別撤廃争議団

団長 小関 守

諸課題を掲げ日々ご奮闘されている貴団体・労組・各位に敬意を表します。

さて、明治乳業争議には、市川工場事件（千葉県32名、85年申立）と、東京都労働委員会で審理中の全国事件（9事業所=北海道、埼玉、茨城、静岡、愛知、石川、京都、大阪、福岡=32名、94年申立）があります。残念ながら、市川工場事件は最高裁で敗訴が確定（09年2月）しました。しかし、東京高裁判決の事実認定は、① 申立人らの集団性、② 集団間の「有意な格差」、③ 不当労働行為意思についても、「控訴人らの主張を妥当するとみる余地はある」と判示するなど、不当労働行為事件の判断要件に沿う認定を行ったのです。しかし、救済年度（昭和59・60年度）から、10年も遡る時期に発生した格差であり、中労委が「審理・判断しなかったとしても、裁量権の行使に違法はない」として格差の原因を調べず、中労委の裁量権を理由に審理・判断を放棄したのです。

私達は、明治乳業及び明治HDに対し、「東京高裁の事実認定を真摯に受け入れ全面解決を決断せよ」と要求していますが頑なに拒否しています。従って、さらに会社包囲の全国運動を強めると共に、都労委の「全国事件」での局面打開を重視して闘っています。

一方、明治HD（09年4月、明治製菓と明治乳業が経営統合）発表の「明治グループ2020ビジョン」によると、2011年4月から傘下の事業会社（明治乳業と明治製菓）を、食品と医薬品の2社体制に再編した新会社を設立し、2020年度グループ目標を売上高1兆5000億円と設定します。その一つが「株式会社 明治」で、明治乳業に明治製菓の菓子部門を吸収した製造販売会社であり、「明治乳業」の商号がなくなるのです。

私たちは新会社設立を視野に、明治HDが避けて通れない課題として、明治乳業の負の遺産である労働争議の全面解決を迫る闘いと、都労委に審理促進及び救済措置に向けた審査指揮を求める闘いを両輪に、解決局面への道筋を目指して奮闘する決意です。

つきましては、標記、団体署名「迅速な審理・救済及び事件解決への審査指揮を求める要請書」への、貴団体・労組の支部・分会など末端組織までのご協力を心より要請する次第です。

<署名用紙の送り先>

◎ 返信用の封筒をご利用いただき、恐れ入りますが、切手代はカンパでお願いします。

◎ 〒 272-0015 千葉県市川市鬼高2-6-2 明治乳業争議団

[TEL・FAX 047-332-5698]

迅速な審理・救済及び事件解決への審査指揮を求める要請書

明治乳業事件【平成6年不55号事件、その他】

20 年 月 日

東京都労働委員会 会長 永井紀昭 殿

住 所

団 体 名

印

代 表 者

本件、明治乳業事件(全国9事業所32名)は、1994年7月の申立て以来、第一回調査期日(2005年11月14日)迄の11年間、「凍結状態」に置かれていました。

その背景には、同じ明治乳業を相手に争われていた、先行事件(1985年申立、市川工場事件)への救済命令による解決局面で、一挙全面解決をめざす立場があったのです。

本件は、典型的な不当労働行為・差別事件です。明治乳業は、昭和40年代初頭から大「リストラ」を強行しますが、全国の主要工場で労働条件の向上を掲げ、職場多数の支持を得て旺盛な活動を行う申立人らの組合活動を敵視し、職制機構総動員で「インフォーマル組織」を結成します。そして、労働者を赤組・白組・雑草組に分断し、昇給・昇格や仕事差別などで脅しながら集団帰属の踏み絵を迫り、陰湿・狡猾な転向工作などで労組役員選挙に介入し、原告らを少数派に追い込んできたのです。

しかし、市川工場事件への都労委命令(1996年9月)は、同種事件の蓄積された判断手法を無視し、格差の存在を始め、圧倒的に立証された不当労働行為意思の一行一句も認定しないなど、今でも多くの識者や労働団体が語り継がれる超不当命令だったのです。

その後、同事件は最高裁で敗訴が確定(09年2月)しますが、しかし、同時に東京高裁判決の事実認定によって、①申立人らの集団性、②集団間の「有意な格差」、③不当労働行為意思への言及など、同種事件の判断要件に沿う事実関係も判断しています。

高裁判決の重大な誤りは、「有意な格差」を認定しながら、中央労働委員会の「裁量権」を理由に、不当労働行為該当性の審査・判断を放棄したことです。多くの判例・命令例でも明らかなように、格差の存在が明確な場合、その原因を必要年数の遡及審査も含めて判断するのは、まさに、労働委員会の職責なのであり裁量権の及ぶものではないと考えます。

もし、初審の都労委が確立された判断手法に従い、格差の存在と不当労働行為該当性を注意深く審理・判断していたならば、本件を含め早期全面解決が可能だった事件なのです。

残念ながら、長期争議の中で申立人ら全てが定年退職となり、市川工場事件を含むと8名もの申立人が他界しています。「迅速な審理による原状回復」を目指す労働委員会制度の設立趣旨に照らしても、一刻の放置も許されない重大な事件となっているのです。

しかし、明治乳業は不当命令や判決を抛り所に、都労委や高裁の強い「和解」の提起にも背を向け、極めて異常な対応を頑なに続けているのです。

私たちは、貴委員会に対し、本件の全面的な解決を実現する立場から、労働委員会制度の設立趣旨を踏まえた、迅速・正確な審査指揮による救済命令、及び、早期全面解決への道筋を開く審査指揮を強く要請いたします。

以上